

## ○福岡県警察技能指導官に関する訓令

平成7年9月7日

福岡県警察本部訓令第19号

福岡県警察技能指導官に関する訓令を次のように定める。

### 福岡県警察技能指導官に関する訓令

#### (趣旨)

第1条 この訓令は、実務経験が豊富な警察職員のうち、警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識(以下「専門的技能等」という。)を有する者(以下「技能指導官」という。)を運用することにより、福岡県警察職員(以下「職員」という。)の専門的技能等の向上に資するため、必要な事項を定めるものとする。

#### (専門的技能等の種別)

第2条 専門的技能等の種別は、別に定める。

#### (技能指導官の行う職務)

第3条 技能指導官は、上司の命を受け、次の各号に掲げる方法により、専門的技能等に関し職員に対する指導を行うものとする。

- (1) 技能指導官又は専門的技能等の指導を受ける者が専門的技能等に係る職務を遂行しながら行われる教養
- (2) 学校教養その他の集合教養
- (3) 前2号に掲げるもののほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法

#### (技能指導官審査委員会の設置)

第4条 技能指導官として適任であるかどうかを審査するため、警察本部に技能指導官審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。ただし、専門的技能等の種別によっては、別に定めるところにより審査を行うことができる。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長には警務部長を、委員には総務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、暴力団対策部長、交通部長、警備部長、福岡市警察部長及び北九州市警察部長をもって充てる。

(平21本部訓令40・平24本部訓令3・本条一部改正)

(技能指導官に充てる職員)

第5条 技能指導官は、別に定める要件に該当する職員のうち、委員会の審査(前条第1項ただし書の規定による審査を含む。)の結果に基づき警察本部長(以下「本部長」という。)が指定した者をもって充てるものとする。

(技能指導官の指定)

第6条 技能指導官の指定は、指定書を当該職員に交付して行うものとする。

(技能指導官名簿の作成)

第7条 技能指導官を指定したときは、福岡県警察技能指導官名簿を作成し、必要的都度、各所属長に通知するものとする。ただし、専門的技能等の種別により通知することが適当でない場合は、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務その他技能指導官に関する事務の取りまとめは、警務部教養課において行う。

(雑則)

第9条 この訓令の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成7年9月7日から施行する。

附 則(平成21年12月25日福岡県警察本部訓令第40号)

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成24年2月28日福岡県警察本部訓令第3号抄)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。